

教員不足の解消に関する意見書（案）

学校の教員不足が社会問題となっており、各種報道でも取り上げられている。都内の公立の学校においても、年度当初に担任の教員が配置されない、産休・育休代替教員が補充されない、教員が過労で休職してしまった、教科ごとに必要な教員が各学校に配置されず一人の教員が複数校の授業を掛け持ちしているなどの深刻な事態となっている。

教員不足の背景には、教員の多忙化がある。いわゆる過労死ラインを超えるような教員の働き方についての指摘がありながら改善が進まないことが、教員としてのやりがいを失わせ、病気休暇や休職、早期退職を招き、その状況を見聞きした教員養成課程の学生が教職の道を敬遠するなどの状況が生じている。

教員不足は教育の質の低下に直結し、子供の学ぶ権利に多大な影響を及ぼす問題でもある。こうした状況を改善するためには、教員の長時間労働を是正し、健康を保ち、やりがいを実感できる、ゆとりある労働環境を整備することが決定的に重要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、深刻な教員不足を一刻も早く解消するため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 教員が所定の労働時間内に授業準備ができるよう、教員の持ち授業時数を軽減すること。
- 2 期限付任用や非常勤講師などの不安定な雇用を見直し、正規任用とすること。
- 3 教員に残業代を支払うこと。
- 4 教員の奨学金返還特別免除制度を復活させること。
- 5 小・中学校の35入学級を早期に実現し、30入学級を目指すこと。
- 6 上記事項に要する経費について、必要十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

令和4年10月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て